

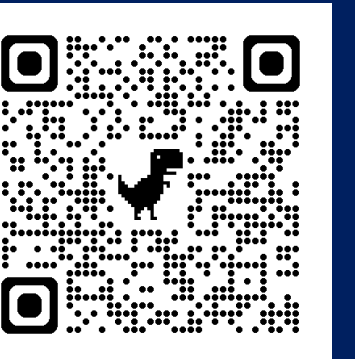
全国児童家庭支援センター協議会

～この子らともっと早く出会いたい～

会長 福田 雅章

ホームページ : <https://zenjikasen.com/>

ホームページ



パネルPDF

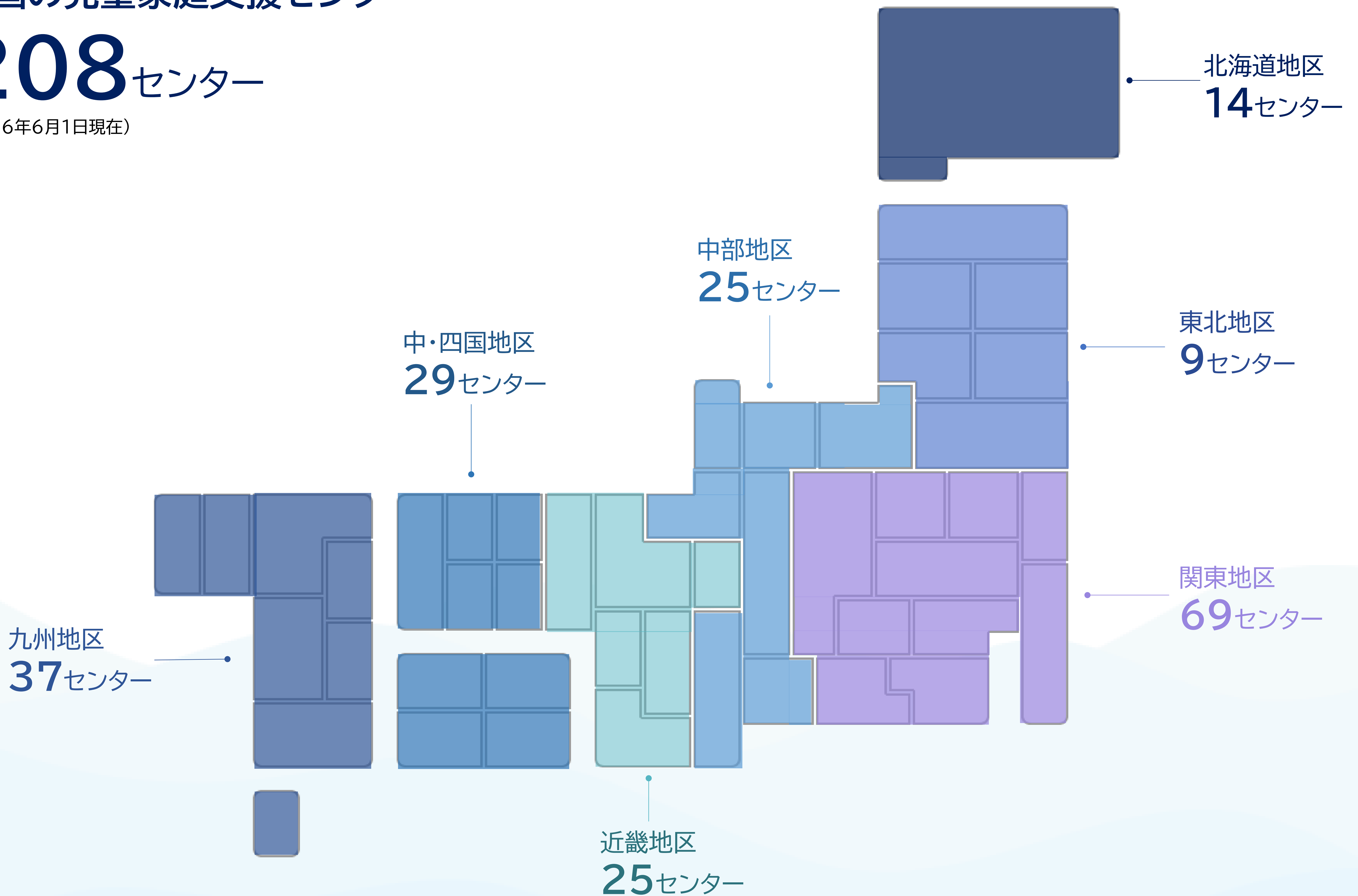


全国の児童家庭支援センター

208

センター

(2026年6月1日現在)



児童家庭支援センターとは

1997年の児童福祉法改正により制度化された児童家庭支援センターでは、相談・支援担当職員(ソーシャルワーカー)や心理療法担当職員によって、以下の5つの業務が実施されています。

この他、多くのセンターではショートステイをはじめとする地域子育て支援、子ども食堂や学習支援等の子どもの貧困対策、家族全体が抱える問題の急激な変容に寄り添い続ける伴走型支援、一人一人の成長に合わせた息の長い自立支援など、地域ニーズに応じて多彩な支援を実践しています。

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。
- ② 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- ③ 児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。
- ④ 里親及びファミリーホームからの相談に応ずる等、必要な支援を行う。
- ⑤ 児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学校等との連絡調整を行う。

〈設置運営要綱を一部抜粋〉

全国児童家庭支援センター協議会とは

2023年4月のこども家庭庁発足以降、わが国では「こどもまんなか社会」の実現に向け、妊娠期から思春期まで切れ目ない支援体制の整備が進められています。市区町村への「こども家庭センター」設置など地域包括体制が強化される中、「高い専門性」や「民間ならではの柔軟性・身近さ」を活かした「児童家庭支援センター」の重要性はさらに増しています。

現在、児童家庭支援センターには虐待予防にとどまらず、貧困、ヤングケアラー、不登校、社会的養護経験者への支援など、多様・複雑化する課題に対し、ソーシャルワークを基盤とした丁寧な「伴走型支援」が期待されています。また、地域の権利擁護の推進役や里親支援など、その役割は多岐にわたります。

全国児童家庭支援センター協議会では、こうした社会的要請を踏まえ、調査研究に基づく政策提言、質の高い研修事業、関係機関との連携促進等に尽力しています。全国の児童家庭支援センターの機能を強化し、困難を抱えるこどもや家庭に寄り添うことで、すべてのこどもが安心して健やかに暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指してまいります。